

令和元年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

日時 令和2年3月13日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和对策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告
議案第 6 号 安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について
- 第 2 文教厚生常任委員会委員長報告
議案第 7 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 一般会計予算審査特別委員会委員長報告
議案第 1 2 号 令和 2 年度安堵町一般会計予算について
- 第 4 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告
議案第 1 3 号 令和 2 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
議案第 1 4 号 令和 2 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 1 5 号 令和 2 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
議案第 1 6 号 令和 2 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
議案第 1 7 号 令和 2 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 1 8 号 令和 2 年度安堵町水道事業会計予算について
- 第 5 子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長報告
- 第 6 発議第 1 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 発議第 2 号 各交通事業者への働きかけを強める意見書
- 第 8 議案第 1 9 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 2 0 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 2 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 2 2 号 安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第 1 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第 1 4 特別委員会の閉会中の継続調査について
- 第 1 5 諸般の報告

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は8名です。島田議員からは、本日の会議を欠席する旨が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

定足数に達しております。

会議は成立いたします。本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

本定例会初日に議案第6号「安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」を付託いたしました。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（山岡 敏） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。山岡総務産業建設常任委員会委員長。

（山岡特総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（山岡 敏） 皆さんおはようございます。議席番号4番 山岡でございます。それでは委員長報告をさせていただきます。

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本会議で付託された議案の審査等のために、当常任委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 調査等事項、付託案件について

議案第6号「安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」

陳情書 「公営住宅での事業所登録について制度整備を要望する」について

2. 開催日時及び場所

(1) 令和2年3月9日、月曜日、午前10時00分から

(2) 安堵町議会第2委員会室において実施

3. 出席者

(1) 委員 山岡委員長、増井副委員長、松田委員、三浦委員、福井委員、浅野委員、森田委員、大星委員。

なお欠席者については島田委員です。

(2) 説明員 堀口副町長、吉村総務部長兼総務課長、富井総合政策課長

(3) 議会事務局 富士事務局長、吉川係長

4. 内容について

3月3日の本会議で、付託された2案件について担当課長から詳細説明を受け慎重に審議した、当常任委員会としての結果は次の通りです。

(1) 議案第6号「安堵町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」

ふるさとに納税すると、納税者にとっては住民税が控除されるメリットがある。

納税者の実態は、年々増加している。

本町への納税は、平成27年では、17万円、令和元年には401万5,000円である。

一方町外への納税は、平成27年では58万5,000円、令和元年では408万8,000円であった。

返礼品については、いろいろと意見が出ましたが、選択幅を広げ工夫をしながら、ふるさと納税者が増加するように検討することに、採決の結果、全員賛成で、当常任委員会としては原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 陳情書について「公営住宅での事業所登録について制度整備を要望する」について

陳情者は、令和元年10月25日付けで町長宛に同様の内容で質問書を提出された。

この取り扱いについて、担当課職員が弁護士に相談したところ、質問者と町との間に利害関係が発生していないので、文書の回答は控えるように、との返答であった。

しかしながら、町としては放置しておくわけにいかず、何らかの形で回答することが適切であると判断し、今回の当該陳情者宛に、建設業許可は県が行っており、県が各事業者に発行している許可をもって安堵町は公共工事を発注している旨を回答された。

協議の結果、行政がそのように対応していることから、当該陳情者自身の利害に関わることでもない本件について、本町議会において審議する余地はない。

従って、全員共通認識のもと、不採択と決定いたしました。

当委員会に付託された案件は、全て終わりました。

各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

(山岡総務産業建設常任委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議案第6号について討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第6号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題といたします。

本定例会初日に、議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(こついで)」を付託いたしました。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長(浅野 勉) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。浅野文教厚生常任委員会委員長。

(浅野文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長（浅野 勉） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長 浅野で
ございます。

文教厚生常任委員会報告

去る3月3日の本会議において、付託された議案の審査等のために当常任委員会を開催し
たので、下記のとおり安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記

1. 審査等事項

(1) 付託案件について

議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

2. 開催日時

令和2年3月9日、月曜日、午前11時20分から午前12時00分まで

3. 出席者

(1) 委員 出席委員8名

委員長 私 浅野、三浦博副委員長、松田勝委員、増井敬史委員、山岡敏
委員、福井保夫委員、森田瞳委員、大星成司委員

欠席委員1名 島田正芳委員

(2) 説明員 堀口善友副町長、堀川雅央事業部長、石橋史生民生部長兼こども支援課 長、増田篤人住民課長

(3) 議会事務局 富士青美議会事務局長、吉川明宏係長

4. 報告内容

(1) 付託案件

去る3月3日の本会議において、付託された議案第7号「安堵町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例について」、住民課長から令和2年度安堵町国民健康保険税率改
正（案）による資料の説明を受けた。

今回の条例の一部改正の目的は、平成30年度に県単位化が開始されたが、繰上充用
金（累積赤字）の削減努力のため、順次令和2年度から令和5年度末までに完全解消す
る計画である。なお、計画途中の令和3年度には、県の運営方針の中間見直しも設定さ
れ、令和6年度の県内統一保険税率に統一される。との説明があった。

各委員からの質疑の後、討論に移った。

原案に反対委員から、納税者の負担増や徴収率の低下につながるとの意見が出された。

原案に賛成委員から、国民保険制度は、皆で助け合って運営するのが前提である。後
期高齢者支援、介護保険、高額医療にも関連をしている。また、今回の条例の一部改正
の目的は、累積赤字の縮減であり、安堵町の自助努力である。との発言があった。

採決に移り、当常任委員会における審査の結果、当委員会は賛成多数で原案どおり可
決すべきものと決定した。

(2) その他案件

陳情書の採択について

「公共事業発注に関する仕様書の充実と開示の透明化」について
本陳情書は、町当局にも提出されている。

森田議長から内容等については事務局から説明との指示があった。補足説明もあり、
その後に採択について審議した。

同常任委員会における審査の結果、当委員会は、全員一致で不採択と決議した。
以上。

(浅野文教厚生常任委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
議案第7号について討論を行います。
討論、ありませんか。

3番(三浦 博) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。三浦議員。

(三浦議員 登壇)

3番(三浦 博) 3番 三浦博でございます。私は議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部
を改正する条例について」反対の立場で討論をいたします。

反対の理由4点を指摘したいと思います。

第1は、今回の改正条例は、引き上げ率が10%前後、額にして5万円前後の引き上げで
ありますが、これは、国保加入者の所得階層から見て、大幅な引き上げとなります。現在の
国保税の水準は、総所得の18%前後を占めております。だからこそ国保税の引き下げは今
や加入者の切実な願いになっております。理由はともあれ今回の改正は加入者のより一層の
負担増を求める結果となるものであり、私は反対です。

第2は、昨年10月に消費税が10%に引き上げられました。その結果、今や、日本経済
はマイナス成長になる傾向、あるいは国民の消費意欲が鈍化して日常の生活に重くのしかか

り始めております。

また、気になるのはコロナショックで、さらに個人、家計にも負担が及ぶのではないかという心配もしております。今回の国保税改正は、加入者にとってダブルパンチ、トリプルパンチじゃないか、というふうに思います。

また、ますます徴収率の低下につながりかねない、国保会計の健全な運営に大きく影響すると言わざるを得ない。というふうに思います。

第3は、今回の改正は先ほど委員長の報告がありましたように、令和6年の県統一保険料率を展望しての提案、また安堵町においては赤字解消のために5年までに解決をするということですが、県は令和6年度に向けて、この夏見直して、令和3年度以降の保険料率を決めると聞き及んでおります。

いずれにしても令和6年度まで、まだ4年ありますので、保険料率の見直しは避けられないとしても、見直しをするのであれば、もう少し前広に、加入者、住民合意が得られるようなプロセスを踏んで結論を得られるよう行政として努力していただきたい。

最後に、昨年春、全国知事会が公費1兆円の投入を国に提言したと聞いております。これは国民一人当たり1万円の引き下げを可能にします。私は、もともと国保は国庫補助を前提に発足した国主導の社会保障制度という歴史があります。いつまでもそんな歴史を引き継ぐわけにはいかん、ということもあると思いますが、しかし、日本の国民皆保険は、世界に誇る制度であります。健全な存続のためにも今こそ国に対して公費を投入することを決断していただくことを要望して私の反対討論といたします。

以上です。

(三浦議員 降壇)

議長(森田 瞳) 只今、三浦議員から反対討論がございました。

次に、原案に対する賛成者の討論を求めます。

1番(松田 勝) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。松田議員。

(松田議員 登壇)

1番(松田 勝) 皆さんおはようございます。議席番号1番 松田でございます。議案第7号「安

堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、賛成する立場で意見を申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険とも言われ国民全体の医療を支えているものであります。安堵町では昨今、財政難に加え、この国民健康保険の赤字が続いている中で、令和6年度に計画しております奈良県内統一保険料まで赤字を解消しなければならないという事態に直面しているところでございます。

安堵町、斑鳩町を除く西和7町ではすでに黒字化を達成しており、その努力が実を結んでいるところであります。

今回提出されました、この条例はこの赤字を解消するための苦渋の策であると考えられることから、私は本条例に賛成であることを表明いたします。

以上でございます。

(松田議員 降壇)

他に発言ございませんか。

発言なしと認めます。

これより、議案第7号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 賛成、多数です。

お座りください。

議案第7号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

本定例会初日に議案第12号「令和2年度安堵町一般会計予算について」を付託いたしました。

審査の結果について報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会委員長（福井保夫） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。福井一般会計予算審査特別委員会委員長。

（福井一般会計予算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計予算審査特別委員会委員長（福井保夫） おはようございます。5番 福井です。

一般会計予算審査特別委員会報告

本委員会に付託された事件について、3月5日に審査を行いましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 審査事項

付託案件 議案第12号「令和2年度安堵町一般会計予算について」

2. 出席者

（1）委員 福井委員長、浅野副委員長、松田委員、増井委員、三浦委員、山岡委員、大星委員

欠席委員 島田委員です。

（2）オブザーバー 森田議長

（3）説明員 西本町長、堀口副町長、辰己教育長、吉村総務部長兼総務課長、石橋民生部長兼子ども支援課長、堀川事業部長兼人権同和対策課長、吉田教育次長兼教育総務課長、富井総合政策課長、吉田税務課長、増田住民課長、辻井健康福祉課長、溝本産業課長、池田建設課長、廣瀬上下水道課長、西田生涯学習課長、中澤会計管理者職務代理

（4）事務局 富士事務局長、吉川係長の出席です。

3. 報告内容

（1）財政健全化に関する対策

議長より、2月10日に実施した令和2年度予算に関する議員勉強会の総括事項を読み上げ、後日回答するとされていた各項目について担当課より次のとおり説明を受けた。

・大字公民館及び自治会集会所に対する補助金について

一か所あたりの金額、支給方法等が未確定であり、詳細が決定したら報告する。

・文化観光館「四弁花」の清掃業務について

高所を除く館内清掃は、シルバー人材センターを活用し、土・日曜日、祝日における簡易な清掃は、当日勤務する職員が行う等、委託料の削減を図りたい。週5日のところ、週4日に減少して、一月あたりの委託料を減額する。また庁舎及び他の施設については、来年度まで委託契約期間中であるが、今後、職員で対応可能なことは職員で行う。

・各種団体に対する補助金の減額について

原則一律10%削減する。

- ・町内不法投棄パトロール委託について 実績と費用対効果を鑑みて廃止されたい。当該業務委託は今年度限りで、令和2年度においては廃止する。
- ・町有施設使用料の減免措置に係る既定の整備について 体育施設に関する内規に準じて、他の町有施設についても整備する。
- ・こども園待機児童の解消について 採用試験の結果、3人の保育教諭の確保が内定している。これにより現時点において、当該課題を解決できる見込み。
- ・再任用職員の給料について 給料は一律2級を支給する。ただし、技能労務職員は現在の運用どおり1級とする。

(2) 付託案件審査

総合政策課長より、令和2年度一般会計予算の概要・歳入・歳出・3つの戦略事業(①子育てと教育、②安全・安心の地域、③生活環境向上)について説明があった。

令和2年度一般会計予算総額は37億円で、前年度に比べて4億3,000万円の増額、13.1%の増となる。

①歳入について

町税は約132万円の増加となる見込みである。法人事業税交付金については、令和2年度より創設され、法人町村民税の減収を埋めるため、法人事業税の一部が市町村に交付される。これにより300万円の増加を見込んでいる。また、地方消費税交付金は、消費税率の改正により2,476万8,000円の増額となる。

地方交付税・国庫支出金・寄附金もそれぞれ増加が見込まれる。

県支出金は、知事・県議会議員選挙委託金及び参議院議員選挙委託金等の減少により減額となる。

町債は、中央公園体育館LED化事業、ごみ処理広域化関係負担金事業等により増額する見込みである。

約3億6,600万円の財源不足については、繰越金及び財政調整基金の繰入により充てるとされるが、災害発生時等、必要やむをえない場合に備えておく財政調整基金からの繰入は慎重に行われたい。

②歳出について

3つの戦略事業で、新規事業として、町立学校読解力向上事業・ICT機器等整備事業・学校給食センター整備事業・J-ALERT機器改修事業・ハザードマップ更新事業・災害時地域避難場所補助事業・日新湯浴場ろ過機更新事業・一般廃棄物処理事業・まほろば環境衛生組合負担金事業が盛り込まれた。

なお、来年度当初予算は、令和元年11月に策定した「安堵町財政健全化計画」に基づき(一部を除く)予算編成された。

委員から、ふるさと納税・転入世帯家賃補助・災害時地域避難場所補助事業等について積極的に意見が出た。

審査し、採決の結果、議案第12号「令和2年度安堵町一般会計予算について」は、出

席委員全員の賛成により、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定した。
以上です。

(福井一般会計予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。
これより、議案第12号「令和2年度安堵町一般会計予算について」採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。
議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。
お座りください。
議案第12号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、日程第4「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。
議案第13号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から議案第18号
「令和2年度安堵町水道事業会計予算について」までの6議案を付託いたしました。
審査の結果についての報告を求めます。

特別会計等予算審査特別委員会委員長（大星成司） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。大星特別会計等予算審査特別委員会委員長。

（大星特別会計等予算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等予算審査特別委員会委員長（大星成司） おはようございます。9番 大星です。

特別会計等予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件について、3月6日に審査を行いましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1. 審査事項

付託案件 議案第13号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から
議案第18号「令和2年度安堵町水道事業会計予算について」

2. 出席者

- (1) 委員 委員7人で、島田委員は欠席されました。
- (2) オブザーバーとして、森田議長
- (3) 説明員として、町長、副町長、教育長、各部長、各課長、会計管理者職務代理
- (4) 事務局からは、事務局長、係長に出席していただきました。

3. 報告内容

会計ごとに、それぞれの担当課長より予算概要及び歳入、歳出について説明を受け、審査を行いました。

(1) 議案第13号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」

歳入歳出総額は9億4,390万円です。

委員からは活発に質疑が行われました。

令和2年度は、被保険者数の減少等により赤字が見込まれるため、県内統一保険料が予定される令和6年までに累積赤字を回収することが困難となることが予想される。今後は国民健康保険税率の見直し等、慎重に精査する必要がある。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

(2) 議案第14号「令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

歳入歳出総額は、令和2年度で公債費（元金）の償還が終了することから、総額40万5,000円、69.8%の減です。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

(3) 議案第15号「令和2年度安堵町下水道事業特別会計予算について」

歳入歳出総額は3億246万1,000円です。

公共下水道への接続家屋の増加の見込みや、桃源団地地区の事業費の増加のため前年度に比べて、2,346万1,000円の増額となっております。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

(4) 議案第16号「令和2年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について」

歳入歳出総額、8億2,471万8,000円です。

被保険者の増加に伴う給付金の増加等が見込まれ、前年度より5,451万8,000円の増額となっております。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

(5) 議案第17号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」

歳入歳出総額、1億721万円です。

被保険者数の増加及び保険料率改正により、前年度より821万円の増額となっております。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

(6) 議案第18号「令和2年度安堵町水道事業会計予算について」

歳入歳出は、水道事業収入1億9,275万円、水道事業費用1億8,892万7,000円、資本的収入810万円、資本的支出4,831万4,000円。

歳入は主に資本的収入が、下水道事業の増加により290万円の増加。

歳出は主に収益的支出が県水100%への転換することによる受水費の増加等により661万6,000円の増加となっております。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上。

(大星特別会計等予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第13号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第14号「令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第14号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第14号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第15号「令和2年度安堵町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号について、採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第15号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第16号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第16号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第17号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」
討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第17号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第18号「令和2年度安堵町水道事業会計予算について」討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第18号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5「子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長報告」を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（福井保夫） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。福井委員長。

(福井子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長 登壇)

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（福井保夫） 子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会の報告をします。

次のとおり特別委員会を開催しましたので、会議規則第71条の規定により報告します。

1. 案件

- (1) 魅力ある学校教育の推進について
- (2) 子育て支援について

2. 開催日時及び場所

日時 令和2年3月9日、月曜日、午後1時から

場所 安堵町議会 第2委員会室

3. 出席者

- (1) 委員 福井委員長、浅野副委員長、松田委員、増井委員、三浦委員、山岡委員、

森田委員、大星委員

欠席 島田委員です。

(2) 説明員 堀口副町長、辰己教育長、石橋民生部長兼こども支援課長、吉田教育次長兼教育総務課長、木村こども支援課課長補佐、塩野教育総務課課長補佐

(3) 議会事務局 富士事務局長、吉川係長です。

4. 報告内容

(1) 魅力ある学校教育の推進について

コミュニティスクール、幼・小・中一貫教育、中学校クラブ活動、「イメージョン・プログラム」を導入した英語教育等、各委員からいろいろと意見が出た。

教育長より、一小一中の良さについて説明があり、幼・小・中一貫教育の一環として「0歳から15歳まで」をモットーに、こども園・小中学校の先生が連携し子供たちを育てている。

保育・幼児教育として「体育遊び、英語で遊ぼう、音楽リズム、ラーン・ラーンタイム」を実施している。

「0歳から15歳まで」のもう一步踏み込んだ教育、そして他の市町村の幼・小・中一貫教育の良い部分を情報収集し取り入れられたい。

また、マスコミやホームページを活用したPR活動をすることを提案する。

(2) 子育て支援について

県のホームページに掲載する「移住サイト」の市町村別支援一覧を基に、意見を交わした。

県北西部の中で、安堵町だけが「子育て支援」「出産支援」「こども医療費」の内容が何も掲載されていない。行政側出席者は、当該サイトの存在すら知らなかった。これでは若い世代が転入してこない。

また、王寺周辺西和7町の他町と比較し、安堵町では、歳出総額に対する人件費率が高く、扶助費率は極めて低い。税金の使途について真剣に検討されたい。

その他、給食費無償化等の意見が出た。

今後、当該サイトに安堵町の情報を掲載し、近隣の町に負けない内容を実施されたい。以上です。

(福井子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長報告について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

本件については、以上でございます。

議長（森田 瞳） ここで、副議長と交代いたしますので、暫時休憩を行います。

再開は11時再開をさせていただきます。

（大星副議長と交代）

休 憩（午前10時46分）

再 開（午前11時00分）

副議長（大星成司） それでは、議長と交代しまして再開いたします。

日程第6 発議第1号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番（森田 瞳） はい。副議長。

副議長（大星成司） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

8番（森田 瞳） それでは、発議第1号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を述べます。

近年、財政調整基金を取り崩して繰り入れないと事業予算が立案できない。というような状況でございます。そこで令和元年11月に安堵町財政健全化計画が策定されました。その中に掲載されております歳出の性質別の推移、このグラフは平成27年度以降、本町の普通建設事業費の著しい増加と、穏やかではありますが、人件費が増加し続けていることが事実でございます。

しかし現在物件費に計上されております、臨時職員に係る経費が令和2年度から会計年度任用職員制度の導入に伴い人件費に移行される。そうすると人件費は令和元年度に比べて約

9, 314万円増額、10億円を超える予算となり歳出総額のうち約28%を占めることとなります。

そこで、健全化計画に戻りますが、歳出を削減する取り組みの一つとして最も大きな効果が期待できるとして人件費関係の取り組みを掲げているが、いずれも即時に実行しがたいものに思われます。

よって議会といたしましても、われわれ議員も何らかの形で歳出抑制に協力しなければならぬとの考えから、議員報酬を減額することを決議いたしました。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容は附則に令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、本則第2条に定める月額に5%を乗じて得た額を減じて支給すること。ただし期末手当には適用しないことを追加規定するものでございます。

当該条例の施行期日は令和2年4月1日といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

発議第1号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年安堵町条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月13日 提出

提出者	安堵町議会議員	森田 瞳
賛成者	安堵町議会議員	大星 成司 福井 保夫 浅野 勉 三浦 博 松田 勝 山岡 敏 増井 敬史

8番(森田 瞳) 「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて」

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年安堵町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、議長、副議長及び議員は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条の規定を適用する場合における議員報酬月額は、この限りではない。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございますので、どうぞよろしくご賛同の程お願い申し上げます。

（森田議員 降壇）

副議長（大星成司） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

副議長（大星成司） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（大星成司） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

副議長（大星成司） はい。起立、全員です。

お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

副議長（大星成司） これで私の務めは終わりましたので、議長と交代させていただきます。

（森田議長と交代）

議長（森田 瞳） それでは、引き続き再開いたします。

日程第7 発議第2号「各交通事業者への働きかけを強める意見書」を議題とします。
本案について、主旨説明を求めます。

2番（増井敬史） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

2番（増井敬史） 議席番号2番 増井です。発議第2号「各交通事業者への働きかけを強める意見書」上記の議案を別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和2年3月13日 提出

提出者 安堵町議会議員 増井 敬史

賛成者 安堵町議会議員 森田 瞳
大星 成司

2番（増井敬史） 「各交通事業者への働きかけを強める意見書」

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択された。

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されている。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。現

在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように精神障害者にも交通運賃割引制度が適用されなければならない。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障害者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきた。平成30年10月に発表された航空会社の3障害共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者を受け止められたものである。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄及び高速道路等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要がある。

よって、安堵町議会は、国会及び政府に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするよう公共交通運輸事業者等にさらなる働きかけを強めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

安 堵 町 議 会

意 見 書 提 出 先

国土交通大臣

2番（増井敬史） 以上です。

（増井議員 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。

お座りください。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第8 議案第19号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11 議案第22号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」まで一括議題といたします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

総務部長(吉村良昭) はい。議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務部長。

(吉村総務部長 登壇)

総務部長(吉村良昭) おはようございます。総務課、吉村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第19号から、議案第22号までの4議案につきまして、一括してご説明させていただきます。

まず、議案第19号の「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本改正につきましては、本町の厳しい財政状況が続く中、従前より財源の確保、また、支出の削減に努めてまいりましたが、安堵町財政健全化計画の財政状況を鑑みて、町長及び副町長の給料月額を10%減額する改正及び条例の文言整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

条例第5条中の「一般職の職員」の特定を明確化するため、「一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年安堵村条例第3号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)」に改正いたします。

次に令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間、町長及び副町長の給料月額を10%減額する規定を附則第6項として追加するものでございます。

ただし、期末手当及び退職手当の支給に適用する給料月額は減額しないものといたします。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第19号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

安堵町長 西本 安博

総務部長(吉村良昭) なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第20号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

教育長の給料につきましても、先ほどの町長、副町長と同様の理由によりまして、給料月額を10%減額する改正及び条例の文言整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

条例第2条第2項中の「期末手当、通勤手当及び退職手当」のうち、退職手当は奈良県市町村総合事務組合の条例により支給されることから「退職手当」を削除いたします。

次に、第3項中の「一般職の職員」の特定を明確化するため、「一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年安堵村条例第3号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」に改正し、同項の但し書きの「（昭和32年安堵村条例第3号。以下「給与条例」という。）」を削除いたします。

次に令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間、教育長の給料月額を10%減額する規定を附則第4項として追加するものでございます。

ただし、期末手当及び退職手当の支給に適用する給料月額は減額しないものといたします。

この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第20号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

先ほどの特別職と同様の理由によりまして、部長級に支給されている管理職手当の月額の5%を減額するため改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間、部長級に支給されている、管理職手当の月額5%を減額する規定を附則第14項として追加するものでございます。

ただし、地域手当に適用する管理職手当の月額は減額しないものといたします。

この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第21号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

最後に、議案第22号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

先ほどの特別職及び部長級と同様の理由によりまして、現在、県外出張において支給しております日当を当分の間支給しないこととするための改正を行うものでございます。

なお、議会議員、特別職及び非常勤の特別職の日当の支給につきましては一般職の例によると規定されていることから条例改正後は、一般職と同様に日当は支給されないととなります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

議案書の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

附則に「日当については、当分の間支給しない。」規定を第3項として追加いたします。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第22号

安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月13日提出

安堵町長 西本 安博

総務部長（吉村良昭） 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上、議案第19号から議案第22号までの4議案につきまして一括で、ご説明させていただきました。

ご審議、ご可決のほど、よろしく願いいたします。

（吉村総務部長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、一括して質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論、採決は、案件ごとに行います。

これより議案第19号に対し、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第20号に対し、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第21号に対し、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) これより議案第22号に対し、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第12「常任委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

総務産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長から、会議規則第69条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出が

ございます。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 日程第13「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

議会運営委員長から、同条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第14「特別委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長から、同条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、特定事件について、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第15「諸般の報告」を行います。

議会から3件、報告いたします。

はじめに「山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について」でございます。

安堵町議会から代表していただいております、当初から大星議員に組合議員を務めていただいております。全議員同意のもと、安堵町議会議員としての現任期中、組合議員を務めていただくこととし、ご本人にも承諾をいただいております。

従いまして、規約におきまして、組合議員の任期は1年と規定されていますが、これまでの経過、事情等をわかっていただいている大星議員を時期組合議員に選出することを報告いたします。

次は事務局長から報告をいただきます。

議会事務局長（富士青美） はい。

議長（森田 瞳） はい。事務局長。

議会事務局長（富士青美） それでは二つご報告いたします。

1件目ですが、森田議長が多年にわたり、本町議会議長として地域振興発展のために寄与貢献された功績をたたえ全国町村議会議長会会長表彰を受賞されました。おめでとうございます。

（拍手）

議会事務局長（富士青美） 次に2件目ですが、令和2年2月10日付で監査委員から、令和元年度定期監査結果報告書が、提出されましたことをご報告いたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 定期監査結果報告書ですが、その内容について議会選出の監査委員である福井議員から報告をしていただきます。

5番（福井保夫） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

(福井議員 登壇)

5番(福井保夫) 地方自治法第199条第4項の規定により、令和元年度の定期監査を実施しましたので、令和2年2月10日付で徳久代表監査委員と議会選出の私、福井監査委員の連名で、町長と議長宛に結果報告書を提出いたしました。その内容について報告します。

1. 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和2年1月22日及び23日

(2) 監査の対象

全部署の事業及び事務が対象。中でも今年度は住民課、産業課、総務課、健康福祉課、生涯学習課から詳細説明を求めました。

2. 監査の結果

(全般的共通事項)

(1) 事業執行にかかる起案文書に記入誤りや、修正テープにより修正している箇所が見られる。一般的に重要事項を決定するにあたっては、まず担当者レベルで話し合い、外部資料により調査、上席者を含めた会議を行い、これらの情報を基に決定するものである。起案文書は、これらの意思決定にかかるプロセスを後年になっても経過がわかるように記録し保存するものであることから、決裁後の修正は厳に慎まれない。

(2) 随意契約について、「過去の経緯、実績」を主たる理由として業者を決定し、契約締結をしているケースが見られる。安堵町の利益を第一義にして公平に決定されたい。

(3) 本町役場庁舎及び町内施設(トーク安堵カルチャーセンターを除く。)の清掃業務委託が同一の業者に偏っているが、当該業務委託先についても、安堵町の利益を第一義にして公平に決定されたい。また、現在、閉庁日及び休館日を除きほぼ毎日行われている清掃については、作業の日数、時間等内容を精査して見直し、検討されたい。

(各課に関する事項)

(1) 住民課

①不法投棄等を見回る町内パトロールについて、町内の実情及びその費用対効果を鑑みて、当該業務委託の必要性の見直しをされたい。

②下水道整備について、水洗化率が向上する一方、し尿処理業務量は減少することから、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)により、町がし尿処理委託事業者に対し適切な措置を講ずるよう努めることとされている。環境美化を図るうえで水洗化を更に推進し、当該事業者に対しては適切に対処されたい。

(2) 産業課

①今年度予算に計上されている賑わい施設の建設について、周辺の県道が整備されるま

で延期するとのことであるが、集客、事業者の運営経費、利益等を鑑みて、今後、あらためて当該施設の建設の要否を慎重に検討する余地があると考えられる。

②田地が、岡崎地区で造成及び窪田地区で収用されたことに伴い農業者が減少するなか、今後の農業振興の在り方について検討されたい。

(3) 総務課

①安堵町の事務運営等に必要の人材の登用について、財政健全化の観点から、退職した者を再任用される基準及び再任用された者の在り方（任用年数、給料等処遇）の見直しを検討されたい。

②年金支給年齢の引上げに伴う定年延長を視野に入れた適正な職員定数の管理に努められたい。

(4) 健康福祉課

高齢者の健康増進への取り組み努力がうかがえるが、地域包括支援センターへの委託業務である「いきいき百歳体操」などで参加者の固定化が見受けられるので、本事業の積極的な普及活動により底辺を広げる方策等を構築されたい。

(5) 生涯学習課

天忠組事業の今後について、奈良県を通じて国へ補助金を申請している関係で、令和2年度まで事業を継続していくが、当初から現在に至るまでの町における実績、費用対効果等を勘案して、令和3年度以降の当該事業継続の必要性を検討されたい。

以上です。

(福井議員 降壇)

議長（森田 瞳） 只今の、定期監査結果による報告がございました。このことにつきまして特に行政側からの意見ございませんか。

ないようでございますので、次に進めます。

これで「諸般の報告」を終わります。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会
午前11時32分
